

東北地方太平洋沖地震被害に対する支援体制の整備等を求める意見書

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、国内において観測史上最大のマグニチュード9.0、宮城県北部で震度7を記録し、また、非常に大きな津波を伴って、宮城県を初めとした東北地方が壊滅的な被害をこうむった。福島県内の原子力発電所では炉心溶融と見られる重大な事故が発生し、周辺住民に避難指示が出される事態も起こるなど、被災地及び原子力発電所立地地域の住民を初め、国民に大きな不安を与えていた。

今回の巨大地震災害は、原子力発電所の深刻な事故も加わり、被災地各県で対応できる災害対策レベルをはるかに超えるものとなっており、我が国が今までかつて経験したことのない危機的状況にあると言える。

よって、東北地方太平洋沖地震については、国が前面に立って早期の被災者支援及び復興対策を進めるとともに、原子力発電所立地地域の住民の安全確保を図るために、下記の措置を構じられるよう強く要望する。

記

- 1 被災者の救援に際しては、高齢者、人工透析患者等の傷病者、障害者、子供、妊産婦など災害時要援護者支援に万全を期し、また、被災者に対しては、住宅の確保や生活資金の手当て等、経済的支援を強化すること。
- 2 食料、飲料等の生活必需物資を一刻も早く避難所等へ届けるとともに、被災者救援のため、医師、看護師の確保や医薬品の確保など、医療体制を早期に整えること。
- 3 避難手段としての自動車の運行、被災者の避難生活に非常に支障を來しているガソリン、重油、灯油等についても、直ちに必要量を確保し、被災地に届けること。
- 4 被災者の避難生活や今後の生活復旧に当たっては、電気、ガス、水道や通信手段としての電話、鉄道やバス等の公共交通機関は必要不可欠であることから、一刻も早い復旧に向けた最大限の支援を行うこと。
- 5 今回の巨大地震により被害を受けた道路・橋梁・港湾・空港等公共土木施設、農林水産業施設、文教施設等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。
- 6 原子力災害への対応にすべての責任を有する国と電力会社は、責任を持って事態の早期収拾に全力で取り組み、また、事故を起こした原子力発電所立地地域の住民の健康管理対策に取り組むとともに、国民の不安を払拭するため、事故の概要や原因、近隣住民に与える影響等、積極的に情報の開示を行い、国民の不安解消に最善を尽くすとともに、被災者補償を行うこと。

7 今回の原子力災害による避難者への除染等の実施、福島県外への避難先の確保や県外避難のための移送手段の確保、避難先における生活に必要な物資の確保及び原子力の専門家を派遣するなど、国における総合的な現地支援体制の強化について、国が全面的な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月29日

沖縄県議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官
原子力安全・保安院長
沖縄及び北方対策担当大臣

あて